コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　THE JAPAN WOOL TEXTILE Co.,Ltd

最終更新日：2015年3月5日

ニッケ（日本毛織株式会社）
取締役社長 佐藤 光由
問合せ先：総務法務広報室長 木村 純之 TEL 06-6205-6601
証券コード：3201

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は長期安定的に企業価値を向上させる為には、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、体制の整備に努めてまいりました。
今後もこの姿勢を継続し、企業の透明性と公正性を確保すると共に、株主をはじめとする多様なステークホルダーの皆様から信頼される経営を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	6,486,790	8.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728,417	4.92
株式会社みずほ銀行	3,728,000	4.92
株式会社三井住友銀行	3,728,000	4.92
日清紡ホールディングス株式会社	2,763,000	3.64
帝人株式会社	2,105,000	2.77
株式会社竹中工務店	2,000,000	2.64
日本生命保険相互会社	1,747,285	2.30
ニッケ従業員持株会	1,631,772	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,386,000	1.82

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹村　治	他の会社の出身者											
宮武　健次郎	他の会社の出身者											
荒尾　幸三	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹村　治	○	独立役員に指定している。	他の会社の経営経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただくため社外取締役に選任している。 また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員に指定している。
宮武　健次郎	○	独立役員に指定している。	他の会社の経営経験があり、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただくため社外取締役に選任している。 また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員に指定している。
荒尾　幸三	○	独立役員に指定している。	弁護士としての経験から、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただくため、社外取締役として選任するものである。また、株主総会決議により導入された「買収防衛策」において、合理性・公正さを確保するために設置された「特別委員会」の委員に選任されていることも考慮し、独立役員に指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）

指名委員会に相当する任意の委員会	アドバイザリーボード	6	2	1	3	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	アドバイザリーボード	6	2	1	3	0	2	その他

補足説明 更新

アドバイザリーボードは、委員6名（うち社外委員3名）で構成され、指名・報酬委員会業務及び代表取締役からの諮問業務を行っており、定例会合は年2回実施している。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と密接な連携をとり、監査計画の提出を受け、監査方法の概要並びに監査結果の報告を受け、また適宜監査に立ち会うほか情報懇談会を毎月実施している。また、内部監査部門とは、毎月財務報告を含めた内部統制の整備、運用状況に関するチェック結果の報告を受けるなどして連携を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹羽　繁夫	他の会社の出身者													
片山　健	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹羽　繁夫		―――	他の会社おける法務部門責任者としての豊富な経験を通じて、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、独立的な立場から的確な監査を行っていただくため社外監査役に選任している。
片山　健		―――	他の会社の経営経験があり、独立的な立場から的確な監査を行っていただくため社外監査役に選任している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、取締役各人の役位、在勤年数などを基にして、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内で適性に決定している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

「有価証券報告書」、「事業報告」とも当社のホームページに公開しており、取締役報酬等に関する事項についてもこれらにより一般に公開している。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬額については最終的には取締役会、監査役会にて決定されることとなるが、決定に先立ち社内委員と社外委員とで組織されるアドバイザリーボードに諮問しその審議を経ることとされているため、役員報酬額の適正性・妥当性は十分に担保されている。また、報酬体系についてはは業績連動の要素も加味されており、この体系についても毎年アドバイザリーボードで協議し確認を行っている。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

的確な意思決定が出来るよう、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会開催前に付議案件の資料を送付し、必要に応じて担当役員より個別に説明するなどのコミュニケーションを図っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会と監査役会が業務執行の監督及び監査を行う「監査役会設置会社」として、株主利益の立場に立ち、
「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」の構築に努めている。
「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用したうえで、委員会設置会社に準じた指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」を設置する、取締役会の1／3以上を社外役員とし取締役会の監督を強化する、などコーポレート・ガバナンスの向上を図ってきた。
このような取組みのなかで、当社のガバナンス体制は有効に機能していると考えている。
1. 取締役会
取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、独立性の高い社外取締役を選任するとともに、1／3以上を社外取締役とし取締役会の監督を行っている。取締役会は、毎月開催しており、経営の基本方針、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うとともに、業務執行の監督を行っている。
2. 監査役会および監査役監査
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、独立性の高い社外監査役を選任している。監査役会は、毎月開催しており、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常活動の監視を行っている。
監査役監査は、取締役会他重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査している。
3. アドバイザリーボード
アドバイザリーボードは、委員6名（うち社外委員3名）で構成され、指名・報酬委員会業務及び代表取締役からの諮問業務を行っており、定例会合は年2回実施している。
4. グループ経営会議
グループ経営会議は、役付執行役員、常勤監査役、各事業部代表者及びグループ機構の幹部で代表取締役が指名する者で構成され、代表取締役が業務執行に関し重要な意思決定を行うにあたり、討議を通じて個々の案件を多角的創造的視野から検討し、効率的に最適な判断に導く事を目的とするための機関として、原則、毎月2回以上開催している。
5. リスク管理体制
リスク管理体制については、包括的にリスク管理を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス状況や各リスク分析にもとづく今後の対応策を検討のうえ実施している。また、社内通報制度の整備を行い、社内に相談窓口を2ルート設置している。
なお、顧問弁護士として中央国際法律事務所及び中央総合法律事務所との顧問契約を締結し、必要に応じて法律面でのアドバイスを受けている。
6. 内部監査
内部監査は、内部監査室を設置し、内部統制に必要な監査を実施している。
内部監査室、監査役と会計監査人は、定期的に問題点の共有を図るための意見交換を実施している。
7. 会計監査人
公認会計士監査はひびき監査法人に依頼している。業務を執行した会計監査人の概要は次の通りである。
業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄（継続監査年数7年）、安岐浩一（継続監査年数3年）
補助者の構成
公認会計士 9名
その他 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用したうえで、委員会設置会社に準じた指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」を設置する、取締役会の1／3以上を社外役員とし取締役会の監督を強化する等コーポレート・ガバナンスの向上を図ってきたが、このような取組みのなかで、当社のガバナンス体制は有効に機能していると考えている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知について株主総会日の3週間前発送を実施している。
その他	議決権行使の促進のため、当社ホームページ及び外部機関のホームページに招集通知を掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の説明会を開催している。その他必要に応じて、スモールミーティングを開催している	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報（http://www.nikke.co.jp/ir/index.html）ー掲載項目：プレスリリース、財務情報、決算短信、有価証券報告書、ニッケレポート、株主総会関連資料、IR資料、IRカレンダー、株式情報・株式の取り扱い、株主優待制度、株価情報、電子公告、株券電子化について	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署（総務法務広報室）を設置し、全社横断的な組織で対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理規範」を制定し、全社員に周知徹底を図っている。また、当社ホームページで一般に公開している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業倫理規範」に「環境保全・安全・健康について」を定め、また「企業行動基準」に「環境保全に関する行動基準」を定め、全社員に周知徹底を図っている。 環境保全活動に取り組む体制の構築を目指すため「ニッケグループ地球環境委員会」を設けて基本方針と施策を決定するとともに、各事業部・本社・神戸本店・東京支社に設置した部門地球環境委員会で具体的な計画を立案して実行する体制としている。 また、環境活動、社会貢献活動を掲載した「環境データ集」を作成している。 なお、「企業倫理規範」「企業行動基準」「環境データ集」については、当社ホームページで一般に公開している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理規範」に「情報の管理及び開示について」を定め、また「企業行動基準」に「財務報告に関する行動基準」「情報開示に関する行動基準」を定め、全社員に周知徹底を図っている。また、当社ホームページで一般に公開している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（内部統制システムに関する基本的な考え方）
当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます”を経営理念とし、事業運営を執り行っております。新たな 事業領域へと挑戦し続ける中で、常にステークホルダーおよび社会から信頼を得るためには、企業の透明性・経営の効率性を高め、企業価値の向上に努めることが大前提であると考えております。そのために、当社は、会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を、経済・社会の情勢を十分に考慮し、下記のとおり決議、運用しております。
また、環境の変化に対応すべく、毎期末に既存の内部統制システムの評価を行い、取締役会への報告や、必要に応じて改善措置を講じることにより、内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めてまいります。
1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
(2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
(3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
(4) 取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(5)「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、社内イントラネットおよび当社ホームページに掲載して社内外に公開する。全取締役および使用人は配布された「企業倫理ハンドブック」を熟読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
(6)「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門および各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
(7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
(8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
(9)金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
(2) グループ経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
(3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
(2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
(3)「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
(4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
(2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
(3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
(4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
(5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。
5. 当社およびそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
(2)各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
(3)ニッケグループ全体のコンプライアンス体制の強化のため、「リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
(4)定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合にお ける当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役 からの指揮命令、制約を受けないものとする。
7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役および執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
(2)監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
(3)代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
(4)全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制 とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）
企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然たる態度で対応する。

（反社会的勢力排除に対する体制の整備状況）
・「企業倫理規範」、「企業行動基準」において、反社会的勢力に関する行動基準を定めている。
・当社グループの役員・社員は、不当要求を拒否するとともに、小さなトラブルでも安易に妥協せず、問題をすみやかに当社総務法務広報室に連絡し、組織的に対応するものとする。
・外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っており、所轄警察署等との情報交換を含め緊密な連携を構築している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要
当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主であり、株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと認識しています。
しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。
当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。
2. 基本方針の実現に資する取組みの概要
当社は1896年（明治29年）の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日は「繊維」「非繊維」の意識を超え、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念・経営方針で統一された「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「コンシューマー事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置づけ、事業を展開しております。当社グループ会社は50社弱となり、その事業内容を多種多様に変化させながら収益の拡大を目指してまいりました。
当社は創立120周年の節目となる2016年に向けた「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」を策定しその実現に注力してまいりました。当ビジョン策定時と比較し、経営環境が更に不確実さを増したことに加え、リーマンショックや東日本大震災など当初想定しえない事態の発生も影響し、当ビジョン策定時点では1,000億円を超えていた連結売上高は一時800億円台にまで落ち込んだものの、グループを挙げての経営努力により再び1,000億円を回復できる状態まで持ち直してまいりました。NN120ビジョンの成果と反省を踏まえ、ポストNN120ビジョンとして「リニューアル・ニッケ130（RN130ビジョン）」を策定し、次なる10年間の当社グループの目指す方向性や企業像、そしてコーポレートガバナンスを含めた経営戦略の再構築を検討し、更なる成長・発展を目指してまいります。
このような約120年にわたる創業からの継続的な取組みの積み重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持ってチャレンジし続け、「新しい価値」と「確かな生活文化」を創造し、地球環境と調和する企業グループを目指していくことこそ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、当社グループの各事業の特性を十分に理解したうえで、中長期的な視点から安定的に事業運営を行うことが必要であると考えております。
3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要
当社は、平成27年2月25日開催の第184回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要となる大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには株主の皆様に熟慮に必要な時間を確保するものであり、これによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。
(1) 本プランが対象とする大規模買付行為
当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為
(2) 本プランの概要
・大規模買付ルールの概要
(ア)大規模買付者に対する情報提供の要請
買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。
(イ)取締役会による評価検討
当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様に公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。
・大規模買付行為がなされた場合の対応
(ア)大規模買付ルールが遵守されない場合
大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。
(イ)大規模買付ルールが遵守された場合
当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。
また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。
4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由
(1)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがいまして、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。
(2)恣意的な対抗措置発動の防止
当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。
(3)株主意思の反映
本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

_